

■ 2021 年度「エフコープ環境助成金」希望団体募集について

2021 年度エフコープ環境助成金の助成希望団体募集は、以下のとおり、2020 年 10 月より開始いたします。

募集時期になりましたら、エフコープHP（URL：<http://www.fcoop.or.jp/>）に掲載してご案内いたします。

募集開始・・・・・・・・・・2020 年 10 月～

応募締切・・・・・・・・・・2020 年 11 月末日

助成団体選考・・・・・・・・2021 年 1 月～2 月

助成金振込・・・・・・・・・・2021 年 3 月下旬

助成事業実施期間・・2021 年 4 月～2022 年 3 月

■ 「エフコープ環境助成金」助成希望団体募集要綱

(1) 助成の対象となる事業は、福岡県内における環境保全に関する活動・運動・事業を対象とします。但し、営利を目的とするものは対象外とします。

1. 地球環境保全に関する取り組み
2. 3R 推進に関する取り組み
3. 生態系保全に関する取り組み
4. 環境教育に関する取り組み
5. その他の環境活動

(2) 助成の対象とならない活動・運動・事業は以下のとおりです。

1. 上記対象となる条件を満たしていない活動・運動・事業
2. 団体・グループが経年で行なっている事業、活動で申請がなされた場合（ただし、当助成金の支給により新たに実施される事業・活動については、3 年を上限に助成を行うことができる）

(3) 助成の対象となる団体・グループは以下のとおりです。

1. 福岡県内を活動エリアとする団体・グループ
2. 運営規約や代表者、および所在地が定まっている団体・グループ
3. 申請時に 1 年以上の活動実績がある団体・グループ

(4) 助成の対象とならない団体・グループは以下のとおりです。

1. 上記対象となる条件を満たしていない団体・グループ
2. 本助成事業の年度において、他にエフコープからの助成や補助、活動費の支給等が発生している場合、または発生する予定がある場合（ただし、他団体からの補助等については言及しない）
3. 参加メンバーが別の団体名で、同一内容の事業で申請してきた場合

(5) 助成金額は、上限 30 万円（千円単位）です。申請金額の多少は助成決定の判断材料とはなりません。

1. 助成事業の実行時に、計画以上の費用になった場合においても助成金の追加は起こりません
2. 助成事業終了後に助成金が余った場合は、承認された助成事業計画以外に使用せず返還していただきます。

(6) 助成対象となる費用件名は以下のとおりです。また、助成事業の進行に伴い助成金の
充当費用件名の変更が発生する場合には、事務局の承認を得る必要があります。

1. 会場費、施設使用料、設備使用料
2. 講師謝金（社会通念上、適正と認められる範囲）※1
3. 助成事業の準備等にかかる交通費、通信費
4. 助成事業に必要な設備、備品、消耗品の購入費
5. 視察調査に関する助成事業における交通費・宿泊費については人数、宿泊日数の妥当性により決定
6. 助成事業のために一時的に必要な人材への報酬

※1 参考資料（エフコープの場合）

ランク	半日拘束	1日拘束
S 著名人	都度決定	都度決定
A 教授相当	50,000 円	100,000 円
B 助教授相当	30,000 円	50,000 円
C 講師相当	10,000 円	20,000 円

(7) 助成対象とならない費用件名は以下のとおりです。

1. 団体・グループの常勤スタッフ人件費
2. 団体・グループの事務所等日常運営に関わる経費
3. 団体・グループが経年で行なっている事業費、活動費への充当
4. 助成事業の打合せ等の飲食費
5. 助成事業と関連のない設備、備品、消耗品の購入費
6. 助成事業で計画していなかった費用

(8) 選考手順

1. 選考基準に基づき外部有識者により構成する環境助成金運営委員会で助成金給付団体の選考を行います。
2. 応募いただいた助成申し込みについては書類審査を行います。
3. 書類審査を通過したものについては、ヒアリングによる審査を行います。
4. 最終選考に残った団体については、環境助成金運営委員会としてエフコープに助成の推薦を行い、承認を経て助成が決定します。

(9) 選考における優先順位は、以下の項目で判断します。

1. 地域への環境貢献度が大きい
2. 地域住民との関係性がある
3. 多くの参加者が見込める事業である
4. 助成事業の取組結果について、周知の機会や場がある
5. 事業計画が明確になっている
6. 事業計画にかかわる費用計画が明確で容認できるものである
7. 事業遂行において、環境助成金が絶対条件になる
8. まだエフコープの環境助成金の助成を受けたことがない（既に助成を受けたことのある団体は優先順位を下げる）

(10) 助成金の交付

1. 助成団体決定後、決定団体には決定通知書を発行します。
2. 所定の手続の後、2021年3月末日までに指定口座に振り込みます。

(11) 報告書の提出

1. 助成事業実施期間終了後、2022年4月15日までに所定の報告書を郵便または宅配便にてエフコープまで送付していただきます。

(12) ポスター、チラシ、報告書への明記について

1. 助成事業に関するポスター、チラシ、報告書を作成する場合には、事業がエフコープ環境助成金による事業であることを明記してください。
※「エフコープ環境助成金事業」等

(13) 報告会への参加

1. 2022年5月28日（土）に開催する「エフコープ環境助成金」報告会への参加をしていただき、助成事業活動報告をしていただきます。
2. 報告資料を提出いただき、当生協ホームページへの掲載等を了解いただきます。

(14) その他

1. 助成を受けた団体・グループについてはエフコープの広報物に掲載させていただく場合があります。

(15) 応募方法

1. 必要事項を記入のうえ郵便または宅配便での送付とします。
応募締切は2020年11月30日（月）必着とします。